

諮問庁：文化庁長官

諮問日：平成26年10月15日（平成26年（行情）諮問第549号）

答申日：平成29年3月15日（平成28年度（行情）答申第793号）

事件名：特定宗教法人の規則認証申請書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

宗教法人設立の認証を受けた特定宗教法人に関する別表の1欄に掲げる文書1ないし文書33（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年7月7日付け26受庁文第330号により文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

異議申立てに係る処分を取消し、公開するとの決定を求める。

異議申立人が請求した文書のうち、一部を公開しないと決定した処分は、法5条1号及び2号イの解釈適用を誤ったものである。

（2）意見書

ア 諮問に当たったの判断について

開示することが相当と認められた文書のうち、別表の2欄「不開示相当と考える部分」に掲げる記載で「全て」となっている箇所のみ争う。

イ 主張

（ア）不開示相当と考える理由は、概ね合理的と思料する。しかしながら、憲法が保障する表現の自由の一環とする知る権利を具体化した法においては、不開示情報に当らなければ、原則公開しなければならず、そして、公開の可否については、民主主義の理念により、厳

格な基準により判断すべきであって、単に可能性があるにすぎない場合や行政の恣意的判断・拡大解釈は、法の目的及び立法趣旨を没却するものである。

したがって、開示については、最大限の配慮を要するものであって、たとえ、書類の一部若しくは大部に不開示情報が含まれていたとしても、文書のタイトルや一般名詞、都道府県市区町村までの地名、書体の形状、日付その他個人及び宗教法人の権利に関係しない部分については明らかにすべきで、逆に、書類の全部分の不開示の横行は、行政機関による公開情報の操作が可能となり、極めて不当である。

よって、本件公開情報については、法の趣旨に照らし合わせ、「全て」不開示という乱暴な扱いではなく、当該文書においても、できるだけの開示を求めるものである。

(イ) なお、宗教法人については、信教の自由に基づき自由な活動が最大限保護されるべきであり、その保護は法人にも及ぶことは認めるところであるが、開示請求者にも憲法が保障する表現の自由および信教の自由があり、公開の程度と範囲は公共の福祉によって調整がされなければならない。

すなわち、宗教団体はより布教を広げるために法人化して存在を宣伝しているのであって、自然人と比して情報の秘匿性は決して高くなく、そして宗教法人の財務状況や宗教活動の詳細も、自然人にとっては本意とせぬ宗教に足を踏み入れて後悔する事態を回避するための必要不可欠な要素であるため、そもそも宗教法人の公開すべき情報であると思料する。

(ウ) とりわけ、文書5「団体の教義等を説明する文書」については、強く開示を求める。

教義は宗教法人の本質そのものであり、極めて重大な意義を有する情報である。その理由は概ね前述のとおりであるが、宗教法人が教義を示さずして、結社し、盲信的組織運営をすることなどありえないのであるから、その公開にあっては黙示的に同意があり、むしろ賛同されるべき性質のものである。逆に、教義の公開について拒否する宗教法人など存在してはならないとさえいうことができ、この情報は当該団体自身が積極的にあきらかにしているものである。

なお、理由説明書（下記第3の2（3）イ）に引用されている下級審の判例は、広義での「第三者による干渉の該当性」を示すのみであり（いわば情報公開は全て第三者による干渉となる）、法5条2号イの該当性を顕す判旨の適示としては失当である。

(エ) 以上のとおり、今般不開示とされた文書についても、行政庁は、

より情報を公開すべく努めなければならないと主張する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不開示相当と考える部分

(1) 原処分の内容

原処分においては、本件対象文書のうち、①規則認証申請書（申請者の印影を除く。）、②規則（代表役員以外の役員の氏名を除く。）並びに③主たる事務所の建物及びその敷地に係る登記事項証明書、地図証明書及び図面証明書については開示することとし、その他の部分については不開示とすることとした。

(2) 諮問に当たっての判断

諮問に当たって再検討した結果、上記（1）の①ないし③に加えて、文書3、文書11、文書13、文書15、文書22、文書23、文書27ないし文書30、文書32及び文書33については、別表の2欄「不開示相当と考える部分」に掲げる記載の情報を除き、新たに開示することが相当であると考え。また、その他の部分については、下記2の理由により、なお不開示とすることが相当であると考え。

2 不開示相当と考える理由

(1) 本件対象文書の概要

宗教団体は、宗教法人法に沿って一定の手続を経ることにより、宗教法人となることができる。そして、その手続の一つとして、宗教法人を設立しようとする者は、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならないこととされている（同法12条1項）。

本件対象文書は、特定宗教法人を設立すべく宗教法人法12条1項の規定による認証を受けるために、宗教団体である特定宗教団体から所轄庁となる文部科学大臣に提出された、規則認証申請書及びその添付書類である。

(2) 法5条1号に該当するもの

ア 全体について

別表の3欄「不開示相当と考える理由」に掲げる部分において「(2)」としている情報は、特定の個人の氏名（代表役員の氏名を除く。）、住所（代表役員の現住所を除く。）、生年月日、印影、自筆の文字、写真、性別、世帯主の氏名、続柄、住民となった年月日、本籍、筆頭者の氏名、身分証明書、登記されていないことの証明書及び印鑑登録証明書（代表役員の印鑑登録証明書を除く。）であるところ、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるもの（法5条1号本文前段）に該当する。また、これらの情報は、宗教法人の代表役員の現住所及び氏名と異なり登記事項ではなく（宗教法人法52条2項6号参照）、同号イないしハ

に該当するその他の事情も存しない。したがって、これらの情報は不開示とすべきである。

また、別表の3欄「不開示相当と考える理由」に掲げる部分において「(2)及び(3)ア」又は「(2)及び(3)イ」としている情報は、法5条2号イに該当し不開示とすべきものであるが(下記(3)参照)、それだけでなく、これらの文書には特定の個人の氏名(代表役員の氏名を除く。)、住所(代表役員の現住所を除く。)、生年月日、肩書、写真、印影、自筆の文字、宗教活動への参加状況及び思想・信条等の情報も含まれ、これらの情報については、同条1号にも該当する。したがって、これらの情報は、この観点からも不開示とすべきである。

イ 補足説明

(ア) 文書23、文書29及び文書32

原本と相違ないことを証明する代表役員の自筆の文字(文書23及び文書29)、就任受諾書における代表役員の自筆の住所の記載、署名及び印影(文書29)並びに誓約書における代表役員の署名及び印影(文書32)について補足すると、これらは、代表役員が、公告文及び就任受諾書が原本と相違ないことを証明するために自ら記載したもの(文書23及び文書29)、代表役員への就任を受諾するという意思表示として自ら記載し、押印したもの(文書29)及び宗教法人法22条1項3号の「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」に該当する者でないことを誓約するために自ら記載し、押印したものの(文書32)であり、代表役員の住所及び氏名が法令の規定により公にされる情報であるとはいえ、その使用状況に鑑みれば、これらの署名、印影及び筆跡についてまでも広く不特定多数の者に公にされることが予定されているものであるとはいえ、法5条1号イには該当しないといえる。

なお、原本と相違ないことを証明する代表役員の自筆の文字(文書23及び文書29)については、下記(3)アのとおり、法5条2号イにも該当し、この観点からも不開示とすべき情報である。

(イ) 文書31

代表役員就任予定者の身分証明書及び登記されていないことの証明書(文書31)について補足すると、これは、就任予定者が宗教法人法22条1項2号の「成年被後見人又は被保佐人」に該当する者でないことを証する書類として提出されたものである。このような個人の行為能力に関する公的機関による証明の内容は、たとえ、代表役員の選任が適正に行われたことにより、当該代表役員が「成

年被後見人又は被保佐人」に当たらないことが明白であるとしても、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとはいえず、法5条1号イには該当しないといえる（平成15年度（行情）答申第338号の第5の2ウ参照）。

（3）法5条2号イに該当するもの

ア 団体の印影

別表の3欄「不開示相当と考える理由」に掲げる部分において「（3）ア」又は「（2）及び（3）ア」としている情報は、宗教法人設立時に登記所に提出された印影又は法人の代表役員が一定の事項を証明するために記載した自筆の文字であり、公にすると偽造等に悪用されるおそれがあり、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とすべきである。

イ 団体の宗教活動及び自律的な運営において重大な意義を有する情報
（ア）全体について

別表の3欄「不開示相当と考える理由」に掲げる部分において「（3）イ」又は「（2）及び（3）イ」としている情報は、それぞれ、団体が包括する宗教団体に関するもの（文書3中の団体が包括する宗教団体の名称を記したもの、文書18及び文書19）、団体の沿革、教義の内容、教勢、宗教教師、儀式行事の内容等の団体の宗教上の事項そのものを説明したもの（文書4ないし文書8、文書24及び文書27中の宗教活動に関する掲示物の写真）、団体の組織、根本方針、運営方法等を示すもの（文書9、文書10、文書11中の代表役員の任期及び就退任年月日及び文書12）、団体の事務所の内部の写真（文書14）、団体の主たる事務所の建物及びその敷地に関する契約内容を示すもの（文書17）、団体内部の意思形成の過程を示すもの（文書20、文書22中の公告実施時点の規則案の内容を推測させる情報、文書25及び文書26）並びに団体の財務状況を示すもの（文書21）である。

これらの情報は、宗教団体に関する情報であって、いつ、どのような方法で、どの程度公開するかが当該団体の宗教活動及び自律的な運営において重大な意義を有する情報である。また、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではなく、これらの情報を当該団体自身が積極的に明らかにしている事実もない。

そして、憲法20条1項の定める信教の自由には、宗教上の行為の自由及び宗教的結社の自由が含まれると解され、宗教団体が公権力その他の第三者による干渉を受けることなく自律的に運営を行い宗教活動をする自由は、信教の自由の一内容として最大の尊重を必

要とすると解されるところ，上記の情報が当該団体の自律的判断によることなく第三者に対して公開されることは，それ自体が公開する者及び当該第三者による干渉の一種といえることができ，当該団体の信教の自由を害するおそれがあるといえる。

なお，この点に関しては，例えば東京地裁平成16年2月6日判決（控訴期間の経過により確定）において，団体における意思形成の過程について，「事後的にせよ，当該団体の自律的判断によることなく第三者に公開されることは，それ自体が公開する者及び当該第三者による干渉の一種といえることができる」ことから法5条2号イに該当することは明らかであるとされているところ，意思形成の過程に限らず，宗教団体に関する情報であって，いつ，どのような方法で，どの程度公開するかが当該団体の宗教活動及び自律的な運営において重大な意義を有する情報全般についても，当然ながら，これと同様に考えるべきである。

以上より，これらの情報については，法5条2号イに該当することから，不開示とすべきである。

(イ) 補足説明

a 文書9ないし文書12

団体の規約（文書9）について補足すると，これは，特定宗教団体が，当該団体の目的，組織，運営方法等の根本的な事項について定めたものであり，認証という行政行為の結果である宗教法人の規則とは異なり，法人格を有しない宗教団体が独自に定めた内部規程であり，一般に公開される性質のものとは認められない。したがって，これらの情報は，いつ，どのような方法で，どの程度公開するかが当該団体の宗教活動及び自律的な運営において重大な意義を有する情報であると考えられ，事後的にせよ，当該団体の自律的判断によることなく第三者に公開されることは，当該団体の信教の自由を害するおそれがあるといえる。

また，規約以外の，団体の組織，運営方法等を示すもの（文書10，文書11中の代表役員の任期及び就退任年月日並びに文書12）についても，規約と同様の理由から，当該団体の自律的判断によることなく第三者に公開されることは，当該団体の信教の自由を害するおそれがあるといえる。

b 文書3，文書18及び文書19

団体が包括する宗教団体に関するもの（文書3中の団体が包括する宗教団体の名称を記したもの，文書18及び文書19）について補足すると，特定宗教団体は，宗教法人法2条2号の包

括宗教団体であり、これらの文書は、当該団体が包括宗教団体であることを示す文書として提出されたものである。

ここで、「包括する」とは、礼拝の施設を備える教会等の団体と共通の教義の下で、かつ、これと一体的な宗教活動を行う教団等の団体がある場合に、後者は前者を包括するという。包括関係はこのような関係であることから、ある宗教団体がどの団体と包括関係を結び一体的な宗教活動を行っているか、包括する団体の数がどのくらい存在するか等の情報をいつ、どのような方法で、どの程度公開するかは、その宗教団体の宗教活動及び自律的な運営において重大な意義を有する事項であると考えられる。

この点、被包括宗教法人においては、当該法人を包括する宗教団体がある場合には、規則にその名称等を記載しなければならず（宗教法人法12条1項4号）、また、その名称等を登記しなければならないとされている（同法52条2項4号）。これは、通常、包括関係は支配・制約等を内容とすることも多く、被包括宗教法人がどの宗教団体に包括されているかは、当該被包括宗教法人の目的、組織、運営方法等に関する根本的な事項であり、また、これを広く一般に公示しておくことは取引の安全と円滑に資するからであると考えられる。したがって、例えば、ある被包括宗教法人について、当該法人がどの宗教団体に包括されているかという情報は、法5条2号イには該当しないと考えられる。

他方、包括宗教法人においては、当該法人が包括する宗教団体を規則に記載することや登記することは義務付けられておらず、また、宗教法人法25条において事務所への備付けや一定の者への開示が義務付けられている書類の中にも、被包括宗教団体に関する書類は含まれていない。また、法人格を有しない宗教団体に対しては、当然ながら、宗教法人法上、何らの義務も課されていない。したがって、ある包括宗教法人について、当該法人がどの宗教団体を包括しているかという情報は、第三者が当然に公開を要求することができるような情報ではなく、これを当該法人の自律的判断によることなく第三者に公開することは、当該法人や当該法人が包括する非法人の宗教団体の信教の自由を害するおそれがあるといえる。

c 文書14

団体の事務所の内部の写真（文書14）について補足すると、これは、通常関係者以外が目にするものがないと考えられる内

部情報であり、これを公にすると、公開すること自体が当該団体の自律的な運営への干渉となることはもちろん、当該団体の防犯体制や書類の管理体制等に支障が生じるおそれもあり、この点からも、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるといえる（平成24年度（行情）答申第478号の第5の2（5）ク参照）。

d 文書17

団体の主たる事務所の建物及びその敷地に関する契約内容を示すもの（文書17）について補足すると、この文書は、団体が主たる事務所の建物及びその敷地を正当な権限に基づいて使用していることを証するために提出された、所有者と団体が締結した契約の具体的な内容を示す文書であるところ、これを公にすると、公開すること自体が当該団体の自律的な運営への干渉となることはもちろん、契約内容の当否等をめぐっていわれのない批判にさらされたり、団体の経済状況が推測されるおそれもあり、この点からも、当該団体等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるといえる（平成16年度（行情）答申第482号の第5の2（3）イ及びウ等参照）。

e 文書22、文書25及び文書27

公告実施時点の規則案の内容を示すもの（文書22及び文書25）について補足すると、これは、所轄庁の認証を受ける前の案段階のものであり、当該団体内部の意思形成の過程を示すものであるといえるところ、宗教法人法における公告は、不特定多数の者を対象とするものではなく、信者その他の利害関係人を対象として行われるものであることから（宗教法人法12条3項及び2項参照）、公告が行われたからといって、公告の内容を不特定多数の者が知り得たとはいえない。しかも、本件において実際に団体が実施した公告も、不特定多数の者が知ることとなる方法によるものとはいえず、さらに、本件開示請求はこれらの公告から1年以上経過した後に行われている。

また、公告の掲示状況を示す写真（文書27）のうち、宗教活動に関する掲示物の写真については、宗教活動の一環として掲示されていた掲示物がたまたま撮影されたものであり、しかも、本件開示請求はこの写真が撮影されたときから1年以上経過した後に行われている。

したがって、これらの情報を現時点において公にすることについて、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがないということはいえない（平成21年度（行情）答申第195号

の第5の3参照)。

f 文書21

団体の財産目録(文書21)について補足すると、宗教法人法25条4項により宗教法人から所轄庁に提出される書類(財産目録を含む。)については、諮問庁は、国会において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案が審議された際に、「非公知の事実につきましては、これが一般に知られるところとなりますと、当該宗教法人の管理運営に何らかかわりを有しない第三者によりまして、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷でありますとか、あるいは宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料と使われるというおそれがございます。したがって、この結果、当該宗教法人及びその関係者の信教の自由、特に宗教上の結社の自由が害されるおそれがあると考えております。」と答弁するとともに(平成10年5月15日衆議院内閣委員会・文化庁文化部宗務課長)、各都道府県においても統一的な取扱いがなされるよう、地方自治法245条の91項に基づく処理基準において「登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること」と明示しており(平成16年2月19日付け各都道府県知事宛て文化庁次長通知「宗教法人法に係る都道府県の法廷受託事務に係る処理基準について(通知)」)、また、広島高裁松江支部平成18年10月11日判決(最高裁平成19年2月22日第一小法廷決定により確定)においては、この通知を根拠として、宗教法人法25条4項により宗教法人から所轄庁に提出された書類(財産目録を含む。)について鳥取県知事の行った不開示決定が、不開示とすべきであったとして取り消されたところ、認証申請書に添付された財産目録についても、これと取扱いを異にする理由はなく、公にすると団体の信教の自由を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため不開示とすべきものであるといえる。

(4) 小括

以上の理由により、別紙の「不開示相当と考える部分」に記載の情報については、不開示とすべきであると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年10月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月11日 異議申立人から意見書を收受

- ④ 同月 12 日 審議
- ⑤ 平成 29 年 2 月 27 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 3 月 13 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、宗教法人設立の認証を受けた特定宗教法人に関する別表の 1 欄に掲げる文書 1 ないし文書 33 であり、処分庁は、その一部を法 5 条 1 号及び 2 号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、一部を公開しないと決定した原処分は、法 5 条 1 号及び 2 号イの解釈適用を誤ったものであるとして、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、理由説明書（上記第 3 の 1（2））において、諮問に当たって再検討した結果、文書 3、文書 11、文書 13、文書 15、文書 22、文書 23、文書 27 ないし文書 30、文書 32 及び文書 33 については、別表の 2 欄に掲げる記載の情報を除き、新たに開示することが相当であり、その他の部分については、上記第 3 の 2 の理由により、同条 1 号及び 2 号イに該当し、なお不開示とすべきであるとしている。

これに対し、異議申立人は、意見書（上記第 2 の 2（2））において、諮問庁が開示することが相当と認めた文書のうち、別表の 2 欄に掲げる記載で「全て」となっている箇所のみ争うとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件不開示部分について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の性格等について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

（ア）宗教法人法 12 条 1 項には、「宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。」と規定されている。

（イ）本件対象文書は、上記第 3 の 2（1）において説明したとおり、特定宗教法人の設立に当たり、宗教法人法の規定による認証を受けるため、所轄庁となる文部科学大臣に提出された文書である。

（ウ）原処分においては、文書 1 及び文書 2 の一部と文書 16 の全部を開示し、それ以外の文書については全部を不開示とした。

なお、上記第 3 の 1（2）において説明したとおり、諮問に当たって再検討した結果、文書 1、文書 2 及び文書 16 に加えて、文書 3、文書 11、文書 13、文書 15、文書 22、文書 23、文書 27 ないし文書 30、文書 32 及び文書 33 については、別表の 2 欄

に掲げる記載の情報を除き、新たに開示することとしたが、それ以外の文書は、引き続き全部を不開示とすべきと考えている。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、諮問庁が上記アにおいて説明する文書であると認められ、原処分においては、文書1、文書2及び文書16以外の文書は全てを不開示とされていることが認められる。

また、本件不開示部分は、諮問庁が理由説明書において、なお不開示にすべきとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分に「全て」と記載され、法5条1号に該当するとして文書全体を不開示とされた文書31（以下「本件不開示部分①」という。）並びに同条1号及び2号イに該当するとして文書全体を不開示とされた文書4ないし文書10、文書12、文書14、文書17ないし文書21及び文書24ないし文書26（以下、併せて「本件不開示部分②」という。）であると認められる。

（2）不開示情報該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

（ア）本件不開示部分①について

文書31は、特定宗教法人の代表役員及び責任役員就任予定者の身分証明書（本籍地所在市区町村の民法7条及び11条に規定する成年被後見人又は被保佐人の通知に関する証明）及び登記されていないことの証明書（法務局の成年被後見人又は被保佐人の登記記録に関する証明）である。

当該部分に記載されている情報は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとはいえない。

以上のことから、本件不開示部分①は、法5条1号の不開示情報に該当すると考える。

（イ）本件不開示部分②について

a 法5条1号該当性について

当該部分のうち法5条1号の不開示情報に該当する情報は、上記第3の2（2）アにおいて説明したとおり、公にされていない特定の個人（特定宗教法人の責任役員就任予定者等）の氏名、住所、生年月日等であり、同号ただし書イないしハに該当しない。

b 法5条2号イ該当性について

当該部分には、公にされていない特定宗教法人に関する情報が記載されており、これを一般に公にした場合、特定宗教法人の

管理運営に関わりを有しない第三者からの宗教活動の態様に対する誹謗中傷等による自由な宗教活動の妨害や宗教法人の自立的な運営に干渉する材料などとして使われるおそれがあり、宗教法人の活動に不利益を与えるおそれがあることから、一部の情報であってもみだりに公にできるものではない。

したがって、当該部分に記載されている情報は、法5条2号イ（当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に該当し、法6条1項による部分開示もできない。

c 以上のことから、本件不開示部分②は、法5条1号及び2号イの不開示情報に該当すると考える。

イ 以下、検討する。

(ア) 本件不開示部分①について

当審査会において当該部分を見分したところ、上記ア（ア）において諮問庁が説明するとおり、文書31は、特定宗教法人の代表役員就任予定者及び責任役員就任予定者（以下、併せて「就任予定者」という。）の身分証明書及び登記されていないことの証明書であり、当該就任予定者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

諮問庁は、当該部分に記載されている情報を公にしておらず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、就任予定者の氏名、住所、生年月日及び本籍は一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分については、これを公にすると、就任予定者の友人や知人といった一定範囲の者が就任予定者を特定又は推測できる可能性を否定し難く、当該一定範囲の者に就任予定者の機微な情報が明らかとなつて、就任予定者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、本件不開示部分①は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 本件不開示部分②について

a 諮問庁は、当該部分について、責任役員就任予定者等の個人に関する情報及び公にされていない特定宗教法人に関する情報であり、法5条1号及び2号イに該当する旨説明する。

b 当審査会において当該部分（別紙に掲げる部分を除く。）を見

分したところ、特定宗教法人に関する情報と認められ、一体として法5条2号に規定する法人その他の団体に関する情報に該当すると認められる。

当該部分（別紙に掲げる部分を除く。）に記載されている情報を一般に公にした場合、特定宗教法人の管理運営に関わりを有しない第三者からの宗教活動の態様に対する誹謗中傷等による自由な宗教活動の妨害や宗教法人の自立的な運営に干渉する材料などとして使われるおそれがあり、宗教法人の活動に不利益を与えるおそれがあることから、一部の情報であってもみだりに公にできるものではないとする上記ア（イ）bの諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、本件不開示部分②のうち別紙に掲げる部分以外の部分は、これを公にすると、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- c 他方、本件不開示部分②のうち別紙に掲げる部分には、誰でも所定の手数料を納付することにより、登記事項の交付を請求することのできる履歴事項全部証明書が含まれていると認められる。

これらは国が公示する情報であるから法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められるので、法5条1号ただし書イに該当し、また、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、別紙に掲げる部分は、法5条1号及び2号イに該当するとは認められず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別表（理由説明書別紙）

1 文書番号及び文書名	2 なお不開示相当と考える部分	3 不開示相当と考える理由 (第3の2の記載箇所)
文書1 認証申請書	申請者の印影	(3) ア
文書2 規則	代表役員以外の役員の氏名	(2)
文書3 添付書類の仕切り紙 (※)	団体が包括する宗教団体の 名称を記したもの	(3) イ
文書4 「宗教団体証明書」 と題された文書	全て	(2) 及び (3) イ
文書5 団体の教義等を説明 する文書	全て	(3) イ
文書6 団体の宗教活動の実 績を示す文書	全て	(2) 及び (3) イ
文書7 団体の機関誌	全て	同上
文書8 団体の宗教教師の名 簿	全て	同上
文書9 団体の規約	全て	同上
文書10 団体の組織図	全て	同上
文書11 団体の代表役員名 簿(※)	代表役員の任期及び就退任 年月日	(3) イ
	代表役員の生年月日	(2)
文書12 団体の代表役員以 外の役員の名簿	全て	(2) 及び (3) イ
文書13 団体の主たる事務 所の外観の写真(※)	なし	-
文書14 団体の主たる事務 所の内部の写真	全て	(3) イ
文書15 団体の主たる事務 所の新築工事の概要を 記した文書(※)	なし	-
文書16 団体の主たる事務 所の建物及びその敷地 に係る登記事項証明	なし	-

書，地図証明書及び図面証明書		
文書 17 団体の主たる事務所の権利関係に関する文書	全て	(3) イ
文書 18 団体が包括する宗教団体の一覧表	全て	(2) 及び (3) イ
文書 19 団体が包括する宗教団体の規則，認証書，登記事項証明書，内部組織に係る「手引及び心得」	全て	同上
文書 20 団体の内部組織の議事録（宗教法人の設立に関する議事録を含む。）及びその添付書類	全て	同上
文書 21 団体の財産目録	全て	(3) イ
文書 22 公告確認証明書（※）	団体の印影のうち，宗教法人設立時に登記所に提出されたもの	(3) ア
	公告の確認者の住所，氏名及び印影	(2)
	公告実施時点の規則案の内容を推測させる情報	(3) イ
文書 23 文書 22 に添付された公告の際の掲示文書の写し（※）	原本と相違ないことを証明する代表役員の自筆の文字	(2) 及び (3) ア
	団体の印影のうち，宗教法人設立時に登記所に提出されたもの	(3) ア
文書 24 文書 22 に添付された団体の機関誌	全て	(2) 及び (3) イ
文書 25 文書 23 及び文書 24 に添付された公告実施時点の規則案	全て	同上
文書 26 公告の実施結果に	全て	(3) イ

関する文書		
文書 27 公告の掲示状況を示す写真(※)	信者その他の利害関係人の写真	(2)
	宗教活動に関する掲示物の写真	(3) イ
文書 28 「申請に係る代表を有する証明書」と題された文書(※)	証明者の住所、氏名及び印影	(2)
文書 29 法人の代表役員就任予定者及び責任役員就任予定者の就任受諾書の写し(※)	受諾者の自筆による住所の記載、署名及び印影	(2)
	原本と相違ないことを証明する代表役員の自筆の文字	(2) 及び (3) ア
	団体の印影のうち、宗教法人設立時に登記所に提出されたもの	(3) ア
文書 30 法人の代表役員就任予定者の住民票(※)	就任予定者の生年月日、性別、世帯主名、続柄、住民となった年月日、本籍、筆頭者及び従前の住所	(2)
文書 31 法人の代表役員就任予定者及び責任役員就任予定者の身分証明書及び登記されていないことの証明書	全て	同上
文書 32 法人の代表役員就任予定者及び責任役員就任予定者の誓約書(※)	就任予定者の署名及び印影(団体の印影であって、宗教法人設立時に登記所に提出されたものでないものを除く。)	同上
文書 33 法人の代表役員就任予定者及び責任役員就任予定者の印鑑登録証明書(※)	代表役員就任予定者の印鑑登録証明書中の印影、生年月日及び性別	同上
	責任役員就任予定者(代表役員就任予定者を除く。)の印鑑登録証明書	同上

上記1欄の「(※)」の記載は文書名に該当するものでなく、原処分では全部不開示としていたが、諮問に当たって再検討した結果、全部開示又は部分開

示が相当であると考えたもの。

別紙（開示すべき部分）

文書19のうち、4通（5枚）の履歴事項全部証明書